

理由は、他日からは此の案を大会以外の場合に於て提出する事にしたからである。

菊田君。対外的關係を顧慮して、今午の如く報告したのである。他意がなかつたわけではない。

議長。今午の報告に異議はありませぬが、日異議なし。満場一致承認可決。

小林君(北豊島)。東京ゴム争議に關してこの緊急動議がある。(成立)——理由説明。

北千住の東京ゴム工業株式會社は、百七十名の男労働者員があつて、その中七十名は本組合北部支部に加盟してゐたが、會社は組合に加入してゐる一社を雇ひ、收入の少ない職場へ移転させたので、従業員は改め、要求書を提出し、百回ボタリシヤを行つた。然るに會社は昨日午後三時休業を發表して、ロックアウトを行つた。ここに於て、直ちに組合指導の下に争議回を

設置して會社に對抗してゐる。然るに同工場、工場主たる小林村田は争議回を準備職工に會社の御用罷力回を依頼して重傷を負はせた。然るに之の診察費を求めたる醫者は、之に應ぜず診察を拒絶するに至つた。故

に之を争議回を推挙する爲めに、本大會の名を以て、医師の不法、會社の不法を糾弾せる決議文を作つて之を蘇村工場主に送つた。

長江君(北豊島)。争議經過の詳細を北部支部の方から発表して貰ふたい。

青藤君(北部)。一月二日に北部支部へ遊園に来た東京ゴムの一職工は、田では到底食へて行けないから、労働組合を作つて呉れと相談に来た。それ一月三日までには全會員百七十名中六十五名(女工二十五名)が組合に入つた。

この内の一社工が組合のために非常面に活動してゐた婦人部の幹部に立つたのが、會社は一月二十七日、この女工さんに他の工場に転勤を命じた。組合の一部の人々之に抗議し、復帰の依頼書を出したところ、頑迷なる會社は到底二社をさへ入れなかつた。此の會社は職工を非常に虐待するの極であり、様なものが多い。そこで全従業員は改りて左の依頼書を出した。

- 一、田中せん代を元に戻して呉れ。
- 二、休憩時間を増して呉れ。
- 三、工場を閉鎖する時は日給を出せ。等。

北部支部は會社に以上を告げたが、頑として聞きなかつた。更に本部から行つたが、全然聞きなかつた。そこで依頼書を書き、これを提出し、従業員はボタリシヤを開始したが、會

社は昨日より臨時休業をなし、同時に三十名の監督官が工場へ侵入して従業員を門外へ押し出して来たのである。

彼らは早速發言備員を配置したが、會社では暴行回を雇ひて負傷させた。この負傷者に対して直所の医者は、少しも見て呉れない。故に本大會の名をもつて、會社に決議文をつきつけた。

北部支部(姓名不詳)。本争議に對する本部の態度如何。

杉浦君。少しは應援方法を考へて呉れたい。菊田君(川崎)。決議文をつきつける実行方法を提案する者から具体的に示されたい。

小林君(北豊島)。決議文起草委員を三名、蘇村と三つに分けて行く実行委員を三名、分けて一任し度。以上の委員は議長指命にして